

令和6年8月22日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和6年8月22日（木曜日）

出席議員（12名）

1番	赤坂芳則君	2番	平吹俊雄君
3番	吉田二郎君	4番	山岸三男君
5番	柳田政喜君	6番	伊藤牧世君
7番	藤田洋一君	8番	櫻井功紀君
9番	鈴木惠悦君	10番	前原吉宏君
11番	佐野善弘君	12番	村松秀雄君
13番	鈴木宏通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐野仁君
町民生活課長	阿部伸二君
徴収対策課長	遠藤孝光君
徴収対策課課長補佐	三浦徳夫君
水道事業所長	花山智明君
水道事業所副所長	木村敏君

教育委員会部局

教育委員会教育長	大友義孝君
事務局長兼学校教育環境整備室長	佐藤功太郎君
教育総務課長	齋藤寿君
教育総務課参事兼学校教育支援室長	大久保賢二君

教育総務課学校教育支援係長

森 陽 祐 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

伊 藤 博 人 君

事 務 局 次 長

佐 藤 俊 幸 君

主 事

佐 藤 理 子 君

議事日程

令和6年8月22日（木曜日） 午後1時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 権利の放棄について（美里町水道料金）

2) 新中学校の学級編制について

3) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

第4 その他

第5 閉 会

午後1時30分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きたいと思います。

皆さんいろいろと忙しいところ、本当にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日、町長からの意見及び説明につきましては3件でございます。

本日の全員協議会、鈴木恵悦議員、ただいま欠席でございますが、これから会議を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、傍聴の申出がありましたのでこれを許可しております。

なお、説明及び意見を求める事項の1番につきましては、権利の放棄については個人情報の関係もありますので、非公開にして行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって1番目の権利の放棄については非公開とします。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

非常に連日暑い日が続いておりますけれども、本町でもこの暑い中いろんな夏の行事、えきフェスとか花火大会、全て滞りなく終了しているところでございます。

先日の台風5号については、即座に災害対策本部を立ち上げて非常に準備をしていたのですが、あまりこちらに影響はなく、大変うれしい限りでございます。しかしながら、小牛田の中央コミュニティーセンターと南郷の庁舎に対しましては、南郷に10人、こちらに20人避難をされました。次の日にお帰りいただきましたけれども、大きな災害にはならなかったということで非常に安堵しております。今後ともまた台風が来る予定もありますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は権利の放棄について、2点目は新中学校の学級編制について、3点目は教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてであります。

初めに、1点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから、水道料金の未収金の回収が不能であると判断をし、債権を放棄するも

のであります。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、2点目の新中学校の学級編制について御説明申し上げます。

令和7年1月1日に開校する美里町立美里中学校における学級編制について、7月24日に開催した総合教育会議において協議をいたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教育長から御説明申し上げます。

最後に、3点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について御説明申し上げます。

教育委員会では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行っております。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教育長から御説明申し上げます。

なお、農林業系汚染廃棄物（稲わらの焼却処理）につきましては資料を配付させていただいておりますので、御確認をいただきますようお願いを申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

続きまして、総務課長、後で申し上げますが、職員の方の説明が終わりましたら資料の配付をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

ではまず、1) 権利の放棄について（美里町水道料金）についてに入ります。申し訳ないですが、非公開なので退席をお願いいたします。

先ほど確認したとおり、本件につきましては非公開で行います。配付資料は案件が終わり次第回収させていただきます。個人名及び個人が特定されるような発言は行わないようお願いいたしますが、どうしてもという場合は休憩を取っていただいております。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

1点目、権利の放棄について、出席者を紹介させていただきます。

最初に水道事業所所長、花山智明でございます。

○水道事業所長（花山智明） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく水道事業所副所長、木村 敏でございます。

○水道事業所副所長（木村 敏） 木村です。よろしくお願い致します。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長、遠藤孝光でございます。

- 徴収対策課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐野 仁君） 同じく徴収対策課課長補佐、三浦徳夫でございます。
- 徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐野 仁君） それでは、資料を配付させていただきます。
- 議長（鈴木宏通君） では、資料の配付をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

- 水道事業所長（花山智明君） 皆さん、お疲れさまです。それでは、権利の放棄について説明申し上げます。

説明資料は1と2がございますが、資料2につきましては、個人情報に記載されているため、会議終了後回収させていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、説明資料を御覧ください。

今回、債権放棄する水道料金につきましては、債務者は1名、債権額は平成30年4月から平成30年9月分までの6件、合計2万6,430円になります。既に時効が完了している債権となります。

債務者は、平成25年6月から美里町内のアパートに居住しており、その後、仙台市内に転居し、その転居先に書類等を送付しても戻ってくる状況となったため、再度住居の調査を行い、今年2月に最終催告書を送付したところ、本人より現在疾病により仕事ができず、生活保護を受けていると申出がありました。さらに調査を進めた結果、現在、債務者は生活保護以外の収入がないことが確認されたため、債務者の現在の生活実態から今後の納付が見込めないと判断いたしました。これにより、滞納となっている水道料金は実質的にその債権としての経済的価値が完全に消滅していると判断し、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、議会にお諮りし、債権を放棄することとしたものであります。

今後は使用者の公平性を確保し、未収金の縮減に努めるとともに、新たな未納者をできるだけつくらないよう努力してまいりたいと思っております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま、鈴木恵悦議員が出席になりました。全員参加になりましたので、よろしくお願いいたします。

ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから御意見または質疑等ございましたら、挙手をもってお願いいたします。ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしということで、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、質疑なしということで、この案件につきましては以上とさせていただきます。

では、資料を回収させていただきます。

水道課の皆様、ありがとうございました。

では、説明員の交代を総務課長お願いいたします。

休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、再開いたします。

続きまして、2）新中学校の学級編制についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いての出席者を紹介させていただきます。

最初に、大友教育長でございます。

○教育長（大友義孝君） よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長の佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤功太郎です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育委員会教育総務課長、齋藤 寿でございます。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会教育総務課参事兼学校教育支援室長、大久保賢二でございます。

○教育委員会教育総務課参事兼学校教育支援室長（大久保賢二君） 大久保です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会教育総務課学校教育支援係長、森 陽祐でございます。

○教育委員会教育総務課参事兼学校教育支援室長（森 陽祐君） 森です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

○教育長（大友義孝君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」の声あり）

時間を割いていただきましてありがとうございます。

まず、説明の前に、先月から夏休みに入っておりました。実質、今日までが夏休みで、あしたから1学期の後半戦が始まるわけですが、これまで事故等がなく、各学校では過ごしてきたようでございます。あしたの子供たちの笑顔を見たいなというふうに思っているわけでございます。

それでは、本日に2か件の案件につきまして、教育委員会から説明をさせていただきたいと思っております。

着座にてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

まず、1点目の新中学校における学級編制及び職員配置についてでございます。

資料をお配り申し上げますので、その資料に基づいて説明をさせていただきます。

1つ目、新中学校の学級編制につきましては、令和元年5月に策定いたしました美里町新中学校施設基本計画におきまして、少人数学級30人未満学級の編制と少人数指導の導入を掲げさせていただきました。これは基本的方向性3に示したとおりでありまして、実質、方向性は1、2、3、4と4つございます。

その1つ目につきましては、美里町内にあります学校については、中学校を1校にすること、2つ目が中学校に新しい校舎で建設していくということ、3つ目が30人未満学級の編制です。4つ目が地域に開かれた学校運営ということで、方向性を4つ示させていただいております。それぞれ進行中でございますが、一番大きく関わって調整が難しい部分が、実質基本的方向性3の30人未満学級でございます。

2つ目としまして、中学校における学級数、教員定数、これ以下義務標準という呼び方をさせていただきます。

1学級の生徒数は法律により基準が定められておりまして、1つ目が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものがあります。その中の第3条におきまして、中学校は同学年の生徒で編制する人学級の生徒数を40人とするという基準がございます。これには文部科学省から宮城県が県費の人件費、その3分の2はこの基準をもとに交付されているということが前提となっております。2つ目としまして、宮城県教育委員会の独自でありまして、学級編制弾力化ということで実施要綱を定めて運用されております。実施要綱の第2で、中学校における第1学年、義務教育学校における第7学年の学級編制については、生徒数

の基準を35人とすることができるものとする、つまり必ずやるということではなくて、35人であることができるということにさせていただいております。

3つ目、新中学校の生徒数と学級数、教員数、これをどういうふうにして考えていくかということではありますが、新中学校における令和7年度、来年から向こう3年間、令和9年までの生徒数、学級数、教員数の見込みを別紙の表にまとめたところでもあります。表の説明は後ほどさせていただきます。特別支援学級の在籍者もおりますので、こちらのほうにつきましては、現在の在籍者数で算定をかけております。さらに、町内の小中学校への入学者、つまり今小学校の6年生、この6年生全部が美里の中学校に来るのかということに関しましては、過去の部分においては91%程度でした。平成30年度までが91%で、議員からの質問に対してもそのようにお答えしてきております。これを令和元年度から令和6年度、直近の部分までいきますと95%程度まで上がってきております。今、推測でしかこの中学校1年生の部分ちょっと言えないので、夏休み中に各小学校中学校ともなんですが三者面談をさせていただいておまして、直接はなかなか聞きにくいんですけども、中学校に進んだ場合、美里の中学校に行きますかとかどうなされますかの程度しか聞き取りはできないんですけども、おおむね95%というのは当たっている線のような気がしております。この部分についてはあくまで推計値ですから、本当は100%の子供たちが新しい美里中学校に入っていたかとよろしいんですけども、現実にはそういった状況であるということです。当然のことながら、少人数学級の編制は、今まで示してきました義務標準以上のことを考えていかななくてはなりませんので、規定の教員定数以上の配置が必要とされます。そうじゃないと学級担任ができないということになってくるわけです。

4番目の考察といたしまして、宮城県全体で教師、さらに講師の先生方は不足気味だという状況です。実質義務標準100%になっていないところもあります。美里町でも4月の時点では100%できたんですけども、年度途中で病気をしたりとかいろんなことがありまして、欠けた部分のすぐ補充ができないという状況下に今、陥っています。おととい教育長連絡会で教育長同士の情報交換があったんですけども、やっぱりどこも100%になっていない状況なものですから、独自で講師の先生を探し出しているのが現状でございます。

それと、この教員の人事に関してでございますけれども、最終的には2月の下旬頃に確定という形になってまいります。そこで公表されるのが大体3月の20日前後の新聞報道が最初の公表ということになりますが、なぜその2月の下旬頃なのかといいますと、中学校の場合は教科担任制なものですから、国語、数学、理科、社会、それぞれの人数を確定していかななくてはな

りませんし、当然異動者等々も出てきますので、その調整作業がそれだけ時間がかかってしまうということでございます。

今現在、8月の段階でどのようになっているかということ、まだ学校の先生方からの異動希望の案というのは取っておりません。ですが、年度当初から毎年希望を出す時期というのがほとんど同じでありますから、先生方の気持ちの中には既に持っているものだと思っております。そういった状況下なものですから、例えば先生を町費で独自に確保していくということになっても、来年の1月以降にならないと先生の募集はできないということになります。改めて、県費の先生たちの人数が固まらないと、何人足りてないのかということでの募集はできないということになりますから、実質は1月以降の募集で応募者がいるかということ、これは皆無です。ですから、すごく難しい状況になりますので、事前にできる限りの方法で実現していきたいというもので今まで進んでまいったわけでございます。

2ページ目の5番目の表の説明に移ります。

1つ目は令和7年から9年までの3年間の推計としました。それから生徒数におきましては、1年生の入学率を一応100%、それから91%、95%の3区分で作っております。91%の部分はもう既に超していますので必要はなかったのかなと思えますけれども、一つの目安として表示させていただきました。令和7年度の2年生と3年生の部分については、現在の中学校1年生と2年生の在籍者数で捉えています。以降スライドした形です。それから教員数については、義務標準で決められた学級数より増える学級数の部分を、5クラス増えれば5人足したと、4クラス増えれば4人足したという単純計算で、一応表をあらわしたわけでございます。

最後のページの表に移ります。

申し上げましたように、年度区分を7年度、8年度、9年度と3か年間に推計を取ってみました。

7年度の表を使って説明をさせていただきますが、これは見合定数というところにある合計の数値については先生の人数です。しかし、校長先生、養護教諭の先生、栄養教諭の先生、事務職は除く先生を入れております。したがって、教頭先生までの数は入っているということの御理解をいただきたいと思えます。

100%のところの説明を申し上げますが、義務標準1学年生徒数182名です。182名で、先ほどの宮城県が独自でやっている学級編制弾力化でいきますと、これを35人で割るわけです。35人学級編制、そうすると学級数が6学級になると、その下の1教室の人員、31人がマックスです。2学年は176名今在籍しておりますので、義務標準は今度40人になります、2年生、3

年生については、そうしますと176を40で割りますと5になりまして、5クラスになるということ、1教室のマックスの人数が36名入ることになります。3学年につきましては184名になりまして、5学級でマックスの人数が37人、合計で542人の16学級になります。見合定数を見ますと、この学級数でカウントされますので25人になります。特別支援学級に在籍する見込みの方たちが20名いらっしゃいまして、特別支援学級は6区分ありますので、そのうち5学級必要だということになります。それぞれの学級に担任がつきますので、5人足されて合計30となってきます。

これを95%のところで見てくださいと、1学年の182名が95%ですと173名になります。義務標準でいきますと5学級になりまして、1教室のマックスの人員が35名となってきます。これを30人未満学級でカウントすると、1学級29名がマックスにならなくてはなりませんから、6学級必要だということになります。2年生は7学級、3年生も7学級になります。そうしますと、1つの教室で最大の人員が3年生の27人になるということですね。

こういったことで、先生方は何人必要なのかということになりますと、一番右側のほうに34となりますから、義務標準で29名しかいだけなくて34名必要ですから、5人必要だと、学級担任はですよ。ただ単純に学級担任だけが必要とするわけではなくて、1学級増えると教科全体的の時数が増えますので、今まで5人いれば、例えば国語が足りたものが5人では足りなくなって6人必要だ、7人必要だと変わってきます。そういう内容も含まれているということでありませう。

このような表をちょっと作ってみて、その上での算定ということになりますが、2ページ目にお戻りいただきたいと思ひます。

2ページ目の6番目、実現するに最も近い具体策は一体どんな考へがあるか。

1つは、来年入ってくる1年生の入学率を95%で算定するという事。2つ目としましては、学級数を1学級30人未満にしたいところですが、30人により近い学級編制となるようにちょっと考へてみよう。3つ目としまして、学級数が増えることになる、その学級担任については、義務標準で配当いただいた先生、通称本務教員という呼び方をしますが、本務教員で対応すると。このことによりまして、学級担任になっていきますと教科指導で過度な負担になってきます。過度な負担は何だということなんです、1人当たりの先生の1週間当たりの教えられる時間数を大体16時間がマックスと解釈しております。それが20時間を超えてしまうような状況にも陥ってしまいますので、その担任の負担、かなりウエートがのしかかってくるということもあって、その負担を抑制するために、担当教科の支援として、町費として講師を配置して、

生徒の指導に当たっていききたいなということで考えたわけでございます。

3 ページ目の実質具体的な案ということになります。令和7年度のところをちょっと使わせていただきまして、案のところで説明をいたします。

学級数は6学級で考えていきたい。その中で編制としましては28人学級が1クラス、29人学級が5クラスになります。2年生はこちらも6学級6クラスになりまして、29人学級が4クラス、30人学級が2クラス、3年生が6学級です。30人のクラスが2学級、31人の学級クラスが4クラスということで、より30人未満に近い考え方をするとこういうことになってまいります。

したがって、義務標準の先生が29人ですので、学級担任としては32人必要になってきます。この部分に関しまして、一番避けたかったのは、1年生36人しか例えばいなかった場合、1年生だと36人しかいない学校は1年生のとき2クラスです。それが2年生になると40人学級なので今度1クラスになっちゃいます。それだけは学級の数を変動させるというのは避けたいなということから、この基準でいきますと、全て3か年間は全部6学級で進めていきたいという考えで示させていただきました。

8番目のまとめでありますけれども、現在は教員不足等によって、必要とする教員の確保がなかなか難しいという背景の中で、この少人数学級を掲げさせていただきましたので、これまで実際どういうふうにしてやっていったらいいか協議を進めてきましたが、なかなか30人未満学級、29人学級は難しいとしても、上記の案でより近い学級編制、30人未満学級の値より近い学級編制となるようにしてまいりたい。そこで、町費による講師の先生を配置していただきたく、財政負担も伴ってくるということもございまして、町長はじめ議員の皆さんの御理解を頂戴していければと考えているわけでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、説明ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありましたら、お願いいたします。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 最初に1点確認させていただきます。

今回の生徒数に現在中学校及び小学校でかなり不登校の生徒数がおります。そういった子供たちもカウントしているということでよろしいですか。

それと、教員不足という話でしたけれども、これは昨日今日始まったことじゃないですね。当然この中学校の建設計画または今回の目標として3つあるということで、30人学級の方向性、それを決めたときから既に教員不足というのは問題になっていたと思うんですけれども、その部分は全く考えていなかったということでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 教員不足は美里町だけではなくて、全国的にも言われているわけですが、そこで、教職員の採用試験等々が今、最中で一次試験はもう終わりました。2次試験が来週からになってまいります、宮城県の県費職員ですので、県が募集をするわけです。県としては基準の35人、40人の基準でしか、退職していく教員と必要な教員の数で採用をしているので、その数でしか採用されていかないということがあります。したがって、根本的には義務標準の定数40人というのを変える必要があるということです、全国的に。その要望を教育長会としては要望をかけているということです。もう40人の時代ではなくなっているということです。それで小学校には35人でやりますよと令和7年度小学校6年生で完結します。ただ、中学校は約束事が何も出されていません。令和8年からは中学校1年生を国が35人でやりますよという約束事はどこにも出てきていません。それを私たち教育長同士が要望として、毎年これまでしてきたわけですが、まだ返答がないというのが実態でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） すみません、いろいろ細かく教えていただいてありがたいんですけども、私が聞いているのは違うんですよ。この中学校の計画が始まった時点で、目標を30人学級と定めた時点で、教員不足というのは既に教育委員会として把握していなかったのかということです。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） すみません。当然30人未満学級ですから、先生を確保していかなければ学級担任はできないだろうということをやってきました。よく質問された中で、加配で何とかつけていきたいんだというお話をしてきました。その加配の中には、学級担任ができる加配とそうじゃない加配があります。例えば、それぞれの学校事情で加配、つまり定数以外にこういうことをやるから先生をつけてくださいということで要望するわけです。そういうことになってきますから、学級担任ができる加配というのは種類として少ないんです。それも一応見込んでいますけれども、今回説明させていただきましたのは、加配というのは最初から決まった数字じゃないので、これに盛り込むことができないわけです。そういったことで、加配の部分は除いて考えていますから、もちろん加配申請はしていきます。その上でやっぱり町費の講師の先生を確保していく必要があるということは、ずっと計画として持っていたわけでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 町費の教員が必要になるというのは前々から話は聞いていました。私が聞いたかったのは、あくまでこの教員不足によって、特に教員が確保できないかもしれないということが事前に分かっているのであれば、最初から30人学級という高い目標を掲げずに、現在の7年度、8年度、9年度の計画値を見ている、3年後には30人未満学級達成できるんですよね。それでクラスも各学年6クラスを維持していく形で30人未満と、多いところで31とかですよね、そこで大した大きい差はないのかなと。それよりも逆に、どうしても正教員を確保するために、質の落ちた教員を雇用されても困るんですよ。かえってそっちのほうがよっぽど影響が大きいと思うんです。その辺のところをどのように考えてこの目標を立てて、それでこの土壇場になって、何でこういう報告なのかというのがすごい不思議なんです。

それとあわせて、もう一つ確認したいんですけども、今の新校舎は1学年何クラス分で教室を用意して、今回6クラス分に変更するというで考えているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 今の2つの部分であります。これはやっぱり自動的に3年後には30人未満学級になるのではないかとということがあるわけでございますけれども、先ほどちょっと触れました国の35人学級編制、こちらをもっていくと、町費で講師を雇う必要がなくなる現象も今回出てくる状況下になるかもしれません。ただ、あくまでも35人よりも30人が個別最適な指導というのができるということで、教育委員会の方針としては令和元年に打ち出してきております。その実現に向けてこれまで努力してきたということは、お分かりいただきたいと思っております。

それから、それぞれの今つくっている学校の教室ですが、7クラス掛ける3、21学級でつくっております。そういった状況下でありますので、7学級じゃ6学級で1つ多いんじゃないのということになる。考え方によればそういうふうな言い方もできるかもしれませんが、1教室というのは、何ていうんでしょう、普通教室だけじゃない指導、個別指導にも使えるわけなんです。ですから、そういったところが当然必要になってきます。それともう一つ、これは聞かされていない部分で答えるのも何なんですけれども、特別支援学級、先ほど6区分と申し上げましたけれども、これが例えば知的学級の1学級のマックスというのは8人なんです。9人いると2学級にする。情緒学級も同じです。この8人の基準を、今下げようということで努力しているんです。とてもとても情緒学級で1年生から3年生までいたとして、それを1つの教室でやれるかと、やっていますけれどもね、かなり難しいんです。

ですから、この基準を特別支援学校のように6人程度に下げてもらえるような、今努力を全

県的にしているということもありますので、これを見ますと、特別支援学級に入る生徒がいなければそれでいいんですけれども、今までの推移を見ると、どうしても増えていく関係になってくるというのが現状なわけでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 最後に念押しになりますけれども、あまりにも土壇場になってからなんですよ。もうちょっと早くこういうのは教育委員会として把握した上で、早めに変更だったり、そういうのをかけていくべきなのかなと。確かに空き教室ができたからそれが無駄になるというわけじゃないとは思っていますよ。いろんなことに使えるのは分かっていますけれども、そういうふうに使ってもらうのはいいんですけれども、もうちょっと早めに計画して、いい手ではなかったのかな。それで、そういう教員を確保するのも土壇場の1月じゃなくて、それよりも前に1年度前倒しで少し教員を多めに確保するという対応もできると思うんですよね。そういうことも考えながらやっていけば、もっとスムーズにいけるのかなと思ったものですからお聞きしました。なるべく、生徒たちに負担がかからないように、今後対応をしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 何点かお伺いします。（「1点ずつで」の声あり）

今、説明いただきましたが、案としてはできるだけ30人未満の生徒数の教室で進めるというのは何年か前からそういうことをうたっていて、今、柳田議員言われたとおりに私もそう感じていましたけれども、ただ、それはなかなか難しい部分と、あと先生が足りないという部分なんですけれども、先生が足りない部分は7年度だけなのか、8年度9年度までずっと足りない状況が続くものなのか、それまずちょっとお尋ねします。

○議長（鈴木宏通君） 教育長、お願いします。

○教育長（大友義孝君） 先ほど示した案でいきますと、令和7年、8年、9年と同じ人数が必要になってくるということです。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 3年間は、7年度、8年度、9年度までは先生が足りない状況が続くということですね。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 案で示した部分でいくと法律以外の部分ですから、足りないということよりも、先生を確保して配置したいということなんです。その分を独自で確保するということです。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 足りないというわけではないということですか。どのように受け止めればいいんでしょう。足りないでしょ、結局。（「そうですね」の声あり）足りないんですよ、実際は。それでここの説明にも、7年の1月にならないと募集ができないという、7年の1月に募集をかけたとしても、普通の、例えば教員資格を持って就職する人はもう既に就職が決まっていますよね、民間の人もほとんど決まっていますよね。ただ、私が思うには、あと一般の例えば退職された方とかそういう方は別な方法で募集できるんだろうけれども、美里町独自で採用するという提案されていますよね。そういう方は別にあまり次は関係なく募集できるんだとしても、結局、結構退職者だったり、そういう年齢の方々が対象に応募されるという形になるのかなと私は思ったんですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 心配いただいております。本当にありがとうございます。

実際に宮城県に登録してある本務教員じゃない講師の先生を、美里町はこういう方針でいくから美里町に手伝ってくださいというわけにはいかないということです。ですから、町で独自に探し出していかなくてはならないということになります。今、そういったことを1月に始まったのでは遅いんだということを御心配かけているように、私たちも今、水面下ではありますけれども、独自に声をかけています。そういった形で内諾までこぎ着けている方もいらっしゃいます。（「なるほど」の声あり）ただ、私たちが思っているその人数までまだ到達していないものですから、今後も個別にもうアタックするしかないので、とにかく今集中してやっているところが現状でございます。

○4番（山岸三男君） 分かりました。

○議長（鈴木宏通君） 挙手をもって指名をしますので。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今、教育長が説明した、個別に内諾を得ている人も中にはいるんだと、何ていうか一本釣りみたいな形の進め方されているというのであれば、それはそれで大変結構だと思うので、とにかく、先生方を確保できるようにしてもらえばよろしいかと思っております。何かちょっと最初の計画とは少し変わってきているような感じするんですけども、努力されているので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありませんか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 単純な質問なのですが、一教員一講師をお願いするときに、1人当たり幾らを想定すればいいんですかね。それでトータルでこれくらいですよと。そうすると、町としての年間の負担がこれくらいあります。その辺ちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 教育長、お願いします。

○教育長（大友義孝君） 教員というくくりで言いますと、例えば本務教員ということになりますが、議会で一般質問への回答もしたつもりでいるんですけども、一番若い先生で700万円ぐらいになってくるのかなと思います。これは保険とか全部含んでです。したがって、手取りはそうなるかというところじゃないのが現状です。それで講師の先生というのは、私たち先ほど案をお示しさせていただきました教科のみをお願いしたいということですので、部活動もありませんし、さらに学級担任もしないということの考えで言っているわけで、それでいきますと380万円程度で試算を持っております。そのうち、先ほど3学級増えるということで3人かなと思いがちなんですけども、ちょっとお話の中で説明したように、学級1つ増えると国語、数学、英語、全部増えるんです、1週間の時数が。それで今、はかりにかけてアタックしている先生たちの教科を見ていたときに、やっぱり4名はどうしても必要なんだという実態が出ています。そうじゃないと、週20時間をどうしても超してしまうんです。ですから、どうしても週20時間を下回る案で考えていきますと、4人は必要かなと。そうしますと、大体1,500万円を超えるかなということをやっと構想として思っております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） それを基本的には、例えば1学年から3学年で3年後にはどういうふうになっているか分からないんですけども、取りあえず、今考えているのは、3年間を大体この人数を想定していくということで、それを町費を何とかということ、今回提案されているということなので、まず総額1,500万円を済むんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 済むかと言われれば、4人確保していけば、やっぱりこの金額にはなってくるだろうと思います。単純にその数字を出したわけではなくて、初任の先生の受給計算とかいろいろこうやってみたんです。そういうふうな中で、これであれば、来てもらう先生も気持ちよくというのはあれかもしれませんが、本腰を入れて教科指導に当たっていただけるのではないかとということで、一つの案として思っております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 要は、県にもいろいろ相談しているんでしょうけれども、やっぱり町独自で講師なり教師の確保のための事前の努力、さっきからもいろんな話が出ていますけれども、それは今どうなんですか、見通しないんですか、国も県も町も。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 国に対する要望とか県に対する要望については、先ほど申し上げたとおりでございます。町でやれるのは、あくまでも町費でもって先生を配置するということになりますから、そこでいろいろ質問をいただいた中でお話し申し上げたのは、正規の先生と講師の先生というのは臨時的な任用になるわけです。正規の先生ですと年々給料が当然上がってきますし、何十年もたってくると、校長試験を受けたりなんかできる年度にもなってきます。しかし、美里町の教育委員会の一教員であると、美里町でしか試験を受けることができなくなるわけです。そういったデメリットというのもありますし、確かに研修は相互協力できますからいいんですけれども、将来のことを考えるとちょっと無理なのかなど。講師の先生についても、給料が上がらないわけではなくて、上がっていくのは実態でありますから、ただ、先ほど言いましたように、中学校のほうも35人学級の編制をできるだけ早く実現してもらいたいという今のところ要望だけしかないんです。県も中学校1年生だけは35人でやっていますから、これを早く、いつまでも県費独自で35人ではなくて、全国レベル同じように35人でやっぱりやっていくべきものだということで強く要望していますので、議員の皆さんからも、ぜひそういったところの要望を聞き入れていただきたいなと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 今、提案されていることについては反対するものでなくて、その人材確保の可能性はどうなんだろう。例えば、美里の小中学校を退職した先生方で、いろんな、じゃあ受けてもいいよとかという、そういう打診とか相談というような段階は入っていないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 先ほど申し上げましたように、水面下でというお話の上で、お話し申し上げたいんですが、アクションを起こしています。それで今、赤坂議員がおっしゃられるように、一度身を引いたんですけども、美里の子供たちのためにもう一回頑張るといふ人もいらっしゃるの事実です。そういった方々の協力をいただいて、中学校の運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 御苦労さまでございます。

新中学校施設基本計画の基本的方針3ということで、少人数学級30人未満の編制と少人数指導の導入ということで、30人未満学級というのは、そもそも少人数指導して、生徒の学習到達度に合わせた複数教員による指導、少人数指導の充実と伸びる生徒を伸ばすための教育環境の整備ということで、新中学校においては、今建物ができておりますハードの面、ソフトの面の一番重要なところだと思うんですけども、なかなか30人未満学級というのは後退しているような状況ですけども、その次の、この30人未満学級にするという方針というのは、やはり教育環境の整備ということで、学習到達度に合わせたその辺はどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） これは今の段階での教育委員会との考え方だけしか申し上げられませんが、実質的には新たな校長が配置されて、校内での学習計画、学校計画、そういったところに入ってくると思うんですが、やはり習熟度別というのは、取出し授業とか少人数指導というのがそこに入ってくるわけです。ですから、それは当然考えていかななくてはならないことがありまして、その上で30人未満学級とそれに応じた規模の教室をつくってもらう。そして学級数も少人数が対応できるような教室を使って、習熟度別にやっていく必要もあるという考え方は今でも持っておりますので、その方向づけでいきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） ここが今回の新中学校の一番の教育環境整備のメインですので、その辺はしっかりと、校長だってすぐに決まるわけじゃないですよ、正式には。多分内々的にはあるかもしれないですけども、その辺は十分相談していただきまして、ぜひ教育環境の整備の実現をお願いしたいと思います、最後に。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 全く議員の言われるとおりでございまして、そういうふうな形に努力していきたいと思います。それで、先ほど校長もまだ決まっているわけじゃないですし、内示も出したわけでありませんが、教科別の先生方の配置も、もう今調整をかけておりますので、そういった少人数指導もできるような体制でスタートを切りたいなと思いますので、御理解そしてバックアップをお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。伊藤議員、マイクをお願いします。

○6番（伊藤牧世君） 幾つかありますが、まず1つ目としてお伺いします。

3ページの8の学級編制のまとめの中からお伺いしたいと思います。

まず初めに、これまでも宮城県教育委員会と協議をされてきているかとは思いますが、もともと今の事態というのは予測できていたかなと思うんですけども、それを踏まえて協議をされているかと思うんですが、今回、お話があったときに、もう相当難しいという言葉を使っているんですが、加配とかそういったところは見込めないともう割り切ってしまうて考えていったほうがいいのか、その時点に来ているのかというところを、まずお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 難しいという表現を使わせていただきましたのは、加配制度の内容が変わってきているんです。ここに2年、1年、今年もなんですけども。今までよかったんですけど絞られてきて、どうしてもこれは認められないような内容にもなってきた。具体的に言いますと、統廃合加配というのがありました。これは統合前2年間は各学校に1人ずつ配置されました。統合後2年間は1人配置できました。来年から1年だけになってくるということとか、それぞれいろんな加配制度の種類はいっぱいあるんですけども、中身が大分こう変わりつつあるので、ちょっと先に出したときからすごく変更も出てきているから厳しいという表現をさせていただいたのが現状です。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） それを踏まえて、町費として講師を早期にというところがあるんですけども、もともと成り手不足というところと、あと講師もなかなかいないと今も言われています。そういった中で、無理やり本当に講師を探すということにもならざるを得なくなってくるのかなと、先ほどの質の問題もありましたが、やはり子供ファーストで考えた場合に、学校の授業として、例えば加配がなくて最大だと37人のクラスの4クラスができるような形をとった場合に、教員補助だったりそういった形をとっての学習能力、やはり少人数と比べては低下してしまうのか、それとも補うことができるのか、必ずしも講師を入れて学級数を少人数に近づけなくても、学力というところとか子供の対応というところができないかというところはあるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員、2点ということではなく、すみませんが。教育長が手を挙げたので、まず教育長。その点気をつけて質疑してください。

○教育長（大友義孝君） これはすごくしょっぱなに戻ってしまうような話になっちゃうんだと思うんですね。ですから、なぜ40人の法律が定められているのか、なぜ宮城県は35人なのかに

戻ってしまうことなので、美里町教育委員会としては30人未満の1つの教室であれば、個別最適な指導ができていくという見通しを立ててこれまで進めてきたので、そういった形で今後進めていきたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） では、講師を人事配置した場合の先ほど細かい費用とかの話もあったんですけども、こちらのほうはまるっきりの一般財源という形になるのか、お伺いします。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 特別交付税とか交付税の算定基礎でこの部分というのはちょっと見たことがないので、恐らく全額一般財源になろうかなというふうには思っております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。平吹議員。マイクをお願いします。

○2番（平吹俊雄君） 今、教員の成り手不足ということで、教育長からは前々から足りない、足りないということはお聞きしておりました。その後、いろいろ検討に検討した結果、今このように公表しているんだと思うんですが、それで最終的案として、講師の先生を選ぶ方向になっていくような今のお話でございますが、そうしますと、年間、先ほどの話では1,520万円ほどかかるということでありまして、それで、この講師の方は教科のみということで1週間丸々来るわけじゃないと思うんですが、その辺、何日ぐらい来るかちょっと聞きたい。

○議長（鈴木宏通君） 教育長お願いします。

○教育長（大友義孝君） 1週間まるっきり来てもらいますが、勤務時間が7時間45分というのがフルタイムなんですけれども、それを6時間でやっていきたいという案でございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） それで、先ほど定年の方も考えているということなんですが、6時間ということは380万円ですか。定年の方はいいと思うんですが、現職の方についてはちょっと無理なところがあるのかなと思うんですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 現職の方は今定年制が延びていますので、来年になると62歳になるんですか。役職を持っている方は役職定年ということなんですけれども、本務教員としては2年間になります。そういう先生の部分につきましては、講師としてどうですかという声はけもなかなか難しい状況です。暫定再任用にみたいな形になるんですけども、実際、希望されているのは、一度そこで辞めて、短時間で講師をやりたいという希望の先生方がほとんどです。フルタイムで雇用を希望するという先生は意外と少ないんだというのが実態でございます。

それから先ほど1,500万円程度の部分があるわけですが、この先生の部分だけをちょっと考えてみればそうなんです、これから調整作業が入りますけれども、今3つの中学校でそれぞれ12種類ぐらいの職種でお願いして、協力をいただいている方々があります。例えば、業務員とか、教員補助員とか、学校図書補助員とか、そういった方々をそれぞれ学校に1人ずつ置いていますから、学校が1つになったときに3人いるのかということになるわけです。その辺についても調整作業を今、させていただいているということをつけ加えさせていただきたいなと思います。したがって、今まで3中学校でやってきた3人必要だったのが1人でいいかもしれない職種も出てきますので、それと、今従事している方の今後のことも考えていかななくてはなりませんから、調整作業をしている段階でございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 前に、保育所の先生方にも募集しても来ないというようなことがありました。これは賃金が安いというような対応ですけれども、やはり講師の先生についても、今ちょっと聞いただけなんです、現職では果たして来るのかなと。パートならいいよというようなお話も聞きましたけれども、6時間の大体フルタイムに近いんじゃないかなと思うんですが、それでパートというようなことはないと思うんですけど、講師の先生にどのように説明するのか、その辺は考えていませんか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） 既に水面下のお話ですけれども、金額の部分まではしておりませんが、ただ教科専任にしてください、国語であれば国語に専任にしてください、数学であれば数学専任にしてください。ただ県講師も同じ形にはなっているんですが、本当に時間数だけでしか支出されないんです、その講師の先生。その分単価が高いんですけれども。夏休み、冬休みについては長期の休みはないです、講師。ただ、美里町で考えておりますのは、そういうわけにはいかない、授業準備とかいろいろありますので、年間を通じた雇用体制を今、していきたいなということで考えた上での先ほどの金額になってございますので、そういったところがちょっと県の講師とは違うのかなと思います。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 人員についてはこれから苦勞するのかなと思いますが、なお一層努力をお願いいたします。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか、ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、以上をもって、新中学校の学級編制についてを終了いたします。

これより暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

午後2時41分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、再開いたします。

続きまして、教育に関する事務の管理及び執行業務の点検・評価報告書についてに入ります。

説明員は変わらないので、そのまま説明に入りたいと思います。教育長、お願いいたします。

○教育長（大友義孝君） 先ほどはありがとうございました。

町長からお話のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条第1項におきまして、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成しまして議会に提出し、それを公表していくということが定められているところでございます。

点検・評価の対象につきましては、これまで広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務全体を対象としてまいりました。今年、令和5年2月でありましたけれども、文部科学省から通知がありまして、主要な施策の成果の議会への提出及び公表をもって、その点検・評価とすることができる旨の通知、考え方がなされたところでございます。したがって、本町におきましても、令和5年度事業の今回の点検・評価からその主要な施策の成果の事務事業を対象にしていきたいということで点検・評価を行ってまいりました。

内容につきまして、教育総務課学校教育支援室の森係長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課学校教育支援係長（森 陽祐君） 私のほうから教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価について、御説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

まずは、資料が当日の配付になってしまいまして申し訳ございませんでした。

点検・評価報告書については、教育委員会が作成し議会に提出するものでございますが、スケジュールの関係で、本日の午前中の教育委員会の会議でもって最終的な報告書を承認することになりましたので、当日の配付ということになりましたので御了承をお願いいたします。

本日、御説明する趣旨は教育長がお話ししたとおり、点検の対象や手法を大きく見直したた

め、全員協議会の場で御説明するものでございます。

資料につきましては、クリップでとじておりますが、左上1か所留めの資料と左側2か所留めた報告書の2つでございます。

1か所留めの資料のほうを御覧ください。

まず、1の点検・評価の方向性についてということでございます。

令和5年2月1日付で文部科学省から発出された点検評価の運用に関する通知を受けて、今年度は点検・評価の対象及び方法を大きく見直しました。当該通知では先ほど教育長が申し上げましたとおり、主要な施策の成果の議会への提出及び公表をもって地教行法に規定する点検・評価とすることができる旨の考え方が示されております。これを踏まえ、本町におきましても主要な施策の成果に掲載される事務事業を点検・評価の対象とするということにいたしました。主要な施策の成果は、美里町教育基本計画と内容が整合している美里町総合計画・総合戦略の進行管理を行う上で作成されるものでありますので、この総合計画の進行管理と地教行法に基づく点検・評価を一体的に行うことにより、事務改善につながるものではないかと考えております。

資料の2枚目に文科省から発出された通知をお示ししております。この通知の下のほう黒い中点の2つ目のところの下線が引いてあるところ、こちらに今お話ししました主要な施策の成果を対象とすることについて書かれております。この通知が発せられた背景にありますのは、地方分権改革にある提案募集の中で、この事務負担の軽減のため、報告書の作成について市町村から提案がなされたということがございます。点検・評価については、法律上、規定されている事項ではございますが、具体的なやり方についてはこれまで何も基準がないという状況でございました。市町村でそれぞれやり方を考えて、教育の事務の全般について報告書を作成することにより、多くの自治体でかなりの事務負担になっていたというところがあります。本町におきましても、前年度まではかなりの分量の報告書を策定していたところですが、この通知書を踏まえて、なるべく簡素化するという方向で今年度は実施いたしました。

資料の1枚目に戻ってください。

2点目の前年度からの主要な変更点について御説明いたします。

まず、(1)の教育委員会の概要等についてです。

基本的な構成は前年度のものを踏襲しつつ、教育委員会の会議運営状況等の資料を簡素化し、より分かりやすい内容となるよう努めました。

報告書を御覧ください。報告書の2ページ目になります。

こちらから教育委員会の概要等、3ページが教育委員会の事務、4ページに組織図、5ページに関連経費、6ページに教育委員会の会議運営状況ということでまとめてございます。前年度まではこれに加えてさらに細かい詳細な資料も添付しておりましたが、今年度からは簡素化して見やすくするというので、このようにいたしております。

続いて、資料にお戻りください。

2の(2)点検・評価の対象と方法についてでございます。

前年度までは点検・評価の対象を、①教育委員会の会議運営、②教育委員会が管理及び執行する事務、③総合計画を推進するための取組の大きな3つとしておりましたが、今年度は御説明したとおり、主要な施策の成果の事務事業を対象とすることにいたしました。ですので、前年度の③に相当する部分を取り出して、より掘り下げた内容で点検・評価をしているというところでございます。

点検評価の方法につきましては、①主要な施策の成果を作成すること、②事務事業の満足度調査の要因分析、点検・評価を行うことの2つの観点で実施することといたしました。

次に、3の教育委員会評価委員会の意見についてです。

地教行法には点検・評価を行うに当たって、専門的な知見を活用することが規定されておりますので、本町におきましては、附属機関として設置している教育委員会評価意見委員会の意見を求めました。御覧のと通りの会議を開催して意見をいただいたところでございます。

4の協議の経過等についてです。

まず、7月8日の教育委員会臨時会でこちらの方向性を確認した上で、24日の会議に作成した報告書を提出し、協議をしました。

8月9日に、その上で教育委員会評価委員会の御意見をいただきまして、本日の午前中に定例会で最終的な承認をいただきました。

今後については、9月の3日、9月議会定例会の本会議で行政報告として正式に報告をいたすところでございます。

続きまして、報告書の概要を簡単に御説明いたします。

まず、1ページから6ページ目までは先ほど申し上げたとおりでございます。

7ページのところです。

点検・評価の対象と手法ということで、先ほども申し上げました内容について、文科省の通知を引用した上で、事務事業を対象とすることを記載してございます。また、方法については事務事業調書の作成と満足度調査の要因分析をすることを記載してございます。

9 ページをお開きください。

3 の点検・評価についてです。

こちらで点検・評価の内容と結果について記載しております。

まず、点検・評価した事務事業でございますが、教育委員会で所管している2つの政策と5つの施策に基づき実施しております71の事務事業について点検評価の対象といたしました。

(2) のところで、まずは主要な施策の成果を作成することにより、事務事業ごとの主な活動指標の実績値を確認し、事業の達成度、事業内容の妥当性、有効性等を点検・評価いたしました。

③の満足度調査の要因分析、点検・評価についてです。

教育委員会では、政策、施策の進行管理を行うに当たり、その達成度を満足度を指標として推しはかることとしております。こちらの満足度調査については毎年度実施しております、結果の要因分析、点検・評価を行うことにより、事業ごとの課題を捉え、改善に努めていくというものでございます。71の事務事業のうち35の事務事業について満足度調査を行い、その点検・評価を行いました。

11ページには、教育委員会で所管している71の事務事業を一覧表にしたものを記載しております。こちらについては、詳細は後日お配りする主要な施策の成果を御覧いただければと思います。

次に、13ページをお開きください。

満足度調査の点検・評価一覧表でございます。

この部分が今回の報告書の中心的内容となるものでございます。施策ごとにそれぞれにひもづく事務事業の満足度を整理したものでございます。幾つかの事業を例にとって内容を御説明いたします。

まず、13ページのナンバー2 小学校学力向上事業でございます。

こちらの事業は、小学校に学力向上支援員を配置すること、それから業者に学力調査のテストを委託して実施するというものでございます。アンケートの対象者は小学校としております。先生方の意見を小学校ごとに取りまとめて、学校として回答していただくという形でアンケートを取りました。令和5年度の満足度は76.7%、4年度は64.4%、前年度比は12.3ポイントの増加となっております。こちらの内容についてなんですけれども、学力向上支援員の配置等について調査を実施いたしております。学力向上支援員は、教員免許を有する方を採用しております、主に算数の授業で、問題を解くときにつまずいているお子さんの指導等に当たるとい

う内容でございます。その効果がどうだったのかということをお学校に対してアンケートをいたしております。具体的には、学力向上支援員の人数は妥当だったのか、業務内容はどうか、勤務時間はどうだったのか、そして学力向上について効果があったのかといった事項について質問をして回答をもらっているところでございます。

結果といたしましては、学力向上支援員の配置については、いてもらって助かっているということで高い評価を得ていますが、一方で、勤務時間が延長してほしいという意見も出てきております。学力向上支援員は4時間の勤務ですが、現状の勤務時間では授業の進め方について教員と支援員が打合せする時間がとれないというような意見もございました。こちらについては支援員の先生にも確認したんですが、やはり打合せの時間はなかなか取れにくいということなんですけれども、支援員の考えでは、そもそもやはり小学校の先生は空き時間がなくて忙し過ぎるので、勤務時間を延長してもなかなか打合せは取れないだろうというようなお話がありました。お互いに意識的に工夫して打合せをしていただくように、学校に周知を図っているところでございます。

続きまして、ナンバー3の中学校学力向上事業についてです。

こちらは小学校の事業と同じ内容で実施している事業なんですけど、満足度が57.8%ということで、小学校と差が生じております。結果としては、学力の向上や教員の多忙化解消といった配置の効果を教員が実感できていないということになりました。次年度以降の学力向上支援員の配置の在り方については、検討を要するのではないかと考えております。

続きまして、16ページをお開きください。

ナンバー16図書館サービス事業についてです。

こちらについては、図書館に来館した方に図書館のサービスの内容についてアンケートを取ったものでございます。91.3%という高い数値でございました。内容については、職員の対応や雰囲気については非常に高評価をいただいております。また、イベントなどについても高い評価を得ております。一方で、施設や設備については老朽化してきているというような意見もございました。近代文学館の奥にある畳の部分については、傷んでおりますので、今イグサカーペットを敷いている状況なんですけど、利用者からはやはり畳敷きにしてほしいというような意見も複数あったところでございます。時間がありませんので、全ては説明いたしませんけど、内容を御覧いただければと思います。

次に、22ページを御覧ください。

教育委員会評価委員会からの意見について記載してございます。

まず、(1)点検・評価の対象と方法についてということで、点検・評価の対象の見直しを行う主要な施策の成果の事務事業を対象としたことについては妥当であるということで御意見をいただきました。主要な施策も成果も見やすくまとまっておりますし、満足度調査によってポイントが明確化されているので、評価委員会としても意見が出しやすいというような御意見をいただきました。

(2)の委員からの個別意見についてです。

主要な施策の成果の内容についても幾つか意見をいただいております。

幾つかの附属機関の運営事業では、計画では会議の開催予定がありましたが、結果として会議がないものもありました。これらについては、やはり町民の意見等を聴取するのは重要ではないかということで、開催したほうが望ましかったのではないかというような意見もいただいております。

次に、満足度調査の結果についてです。

黒ぼちの1点目ですが、課題や意見があるにもかかわらず、満足度が100%になっている事業については若干違和感があると。アンケート調査の対象者や設問の内容については、検討の余地があるのではないかという御意見をいただきました。PDCAサイクルを回すためには満足度の向上を目指すだけでなく、課題を抽出する意識を持って満足度調査を実施するのがよいと思われるという意見をいただきました。

(3)の総合的な意見についてです。

23ページになります。

全体的なところでは、点検・評価の対象を主要な施策の成果の事務事業としたことによって、報告書全体がシンプルで分かりやすいものになったという評価をいただきました。住民に対する説明責任というところでも読み手にとって分かりやすい内容になったのではないかとということで御意見をいただきました。

点検・評価の結果についても、満足度調査の要因分析により、課題がおおむね明確化されているということで御意見をいただいております。

最後に、点検・評価の対象と手法を見直したことについて、こちらの事務改善や分かりやすさという部分では向上しているんですが、予算が伴わない事務の部分がちょっと見えにくくなっているのではないかという懸念をいただきました。こちらについては、次年度の点検・評価をするに当たって検討していきたいと考えてございます。

最後に24ページ、おわりにというところでございます。

おおむね評価委員会の意見と同様の内容なんですけれども、教育委員会としても今回対象を見直したことによって事務改善につながるとともに、内容が分かりやすいものになったのではないかと考えております。

今回の点検・評価の結果、明確になった課題を次年度改善していくとともに、評価委員会からいただいた意見を参考に、点検・評価がよりよいものになるよう改善に努めていきたいと考えております。

説明としては、以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

この件につきましては、今回令和5年度2月1日付で文科省の点検・評価にかかる部分の資料を見直したという観点から、皆様に御説明をしていただいた経緯がありますので、内容については一応評価委員の皆さんが評価をして、このとおり記述があったとおりでございますので、その点を踏まえまして、何か御質問、御意見があれば。（「なし」の声あり）柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 説明ありがとうございます。

私のほうから1点。今回内容が変わったことで、基本的に満足度で表記しております。こちらにつきましては、教育民生の分科会のほうで常々委員から意見があった部分かなと思っております。というのは、どうしても満足度といいますと、実際の現場の状況がぼやけるんです。今までのものみたいに、この部分は達成できました、この部分は達成できませんでした、そういうものと違って、あくまでアンケートとして対象の方々が満足したかどうかだけなものですから、実際の結果につながっているかどうか把握し切れない状況になってくるんですよ。その辺のところは、教育委員会としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、満足度を指標にしているということで、これは取りようによって大分変わってくるという性質がございます。今言われるように、ちょっとぼやけるというか、そういうようなことはもう含んでいるものと認識しておりまして、それでまず、ただここを今回、載せさせていただいた要因分析、点検内容、こういうところをしっかりと要因分析していく、そしてその内容をしっかりとつかんでいく、そして先ほど説明で申し上げましたけれども、アンケート調査がいい結果、例えば100%とかそういうものが出てきた場合について、本当にぼやけてしまって、必要などころの改善がどうなんだというようなところになってしまうということなので、まだ

実際やっておりますが、中にはもう少し手を加えて、もう少し実態をつかめるような形で進めていかなければならないものも含まれているということで、今回、点検・評価の内容を簡素化させていただくとともに、こういう要因分析等々を出させていただいて、点検した部分を、そして教育委員会内部でも当然いろいろ検討してまいりますし、あとは議員の皆様にもそれを見ただきながら、いろいろと御意見いただきながら、総体的に内容のレベルアップというか、そういうところをしてまいりたいと、今後もそういうところで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） ということは、しっかりとその辺はフォローして、きちんと現状に合わせた対策を取れる形のデータを取っていくということでよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） おっしゃるとおりで、なるべくこういう要因分析等々、調書一つ一つをよく見て、内部でもしっかりと共有しながら分析を積み重ねていって、より最適化を目指していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 1点お伺いいたします。

24ページのおわりにの中段のあたりに、満足度アンケートの自由記載欄等の個別意見からはというところで、生の声を拾い上げることができ、次年度の改善につながるのではということがあります。こちらのほうを評価委員会にいらっしゃる皆さんに対してはアンケートのそういった詳細の内容をお示しして、評価をしてもらっているということでもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課学校教育支援係長（森 陽祐君） お答えいたします。

アンケートのまず自由記載欄についてなんですけれども、こちらで設定したもの以外に何でも書いてもいいですよということで取っているものなんです、いろんな意見をいただいております。ただ、こちらのアンケート結果の全部について評価委員会でお示ししたというわけではなくて、基本的にはこの報告書の内容をお示ししたということです。物によっては、点検・評価の中にそういった意見の部分を書いているところもございますので、そちらを見て評価をいただいたとこういうところです。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ありませんね。

では、ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項については終わります。

す。

もし、よければ、現在の新中学校建設の進捗状況についてだけ教えていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 午前中に教育委員会の定例会を開催いたしまして、その中で報告している資料がございまして、よろしければ、それをお配りさせていただくという形ではいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 皆さん、よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 8 分 休憩

午後 3 時 1 9 分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

このまま進めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうから簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

両面カラー刷りのものがございます。

まずは令和 6 年 8 月 22 日開催という資料になります。建設の状況をお示したものでございます。

建設工事業務につきましては、予定どおり順調に進んでおりまして、現時点での進捗率は約 57%になっているところでございます。

校舎部分につきましては、2 階部分の電気・機械天井内の工事を完了しておりまして、現在 1 階の給食室、あとは 3 階部分中の工事でございますけれども、そこに移行しているところでございます。エレベーター、あとダムウェーターというのは給食を上げたり下げたりする運ぶエレベーターでございますけれども、その設置工事を今進めているところでございます。

屋内運動場につきましては、今後、アリーナに校歌とか校章の取付けの表示ですね、それを行うというところと、あとフロアの水平（レベリング）をしているというようなところでございます。外構につきましては、テニスコートですね、バスケも一部ございますけれども、その工事、あとはみさと広場、校門入り口の部分でございますが、その工事に着手しているというところでございます。

裏面でございますが、これも資料の抜粋でございますが、新中学校開校準備の関係でござい

ますが、校歌が完成したということでございまして、8月5日に教育委員会に正式に楽譜と歌詞を納入いただいているというところございまして、今後レコーディングをいたしまして、音源をしっかりとっていくというようなことで進めていく考えでございます。

あと、下の部分でございます。校章でございます。

校章につきましても、開校準備委員会で公募したものを選定しまして、それに対して補作を行って、これは補作を行うという条件でデザインを公募しておりますので、開校準備委員会の委員の御意見を踏まえて、校章につきましましてはこのような形の校章が出来上がったということで今回、教育委員会に報告をさせていただいて、御了承いただいているというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

3か件の議題につきましては以上とします。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。（「どうもありがとうございました」の声あり）

資料にいただきました汚染わらの状況につきましては、その他で行いたいと思います。ここに3つの案件しかないので、説明のみを受けたいと思いますのでお願いたします。

では、暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。

では、4)のその他に入ります。

農林業系の汚染廃棄物について焼却の処理についての説明をお願いいたします。

○町民生活課長（阿部伸二君） 町民生活科の阿部と申します。お時間をつくっていただきまして大変ありがとうございます。農林業系の汚染廃棄物（稲わら）の焼却処理につきまして、資料を基に現状の説明をさせていただきます。

稲わらの測定数量及び濃度測定につきましては、令和6年3月に全て終了いたしております。当初予定しておりました総数量は325.80トンでありましたが、測定の結果219.47トンとなりました。測定いたしました219.47トンの放射能濃度別の数量につきましては、下の表のとおりとなっております。400ベクレル超え8,000ベクレル以下につきましては201.79トン、8,000ベクレル超につきましては17.68トン、合計219.47トンでございます。

焼却をいたします400超え8,000ベクレルの稲わら201.79トンのうち、令和6年3月末日までに138.60トン、割合で言いますと68.7%の焼却を終了してございます。

詳細の数字につきましては下のとおりになりますが、焼却を終了した数量が138.60トン、未焼却の数量が63.19トン、合計で201.79トンでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。これにつきましてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、説明大変ありがとうございました。

以上をもちまして、執行部の皆様の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

今再開いたしますが、私から最初に、まず先月の25日に山形、秋田で豪雨がありまして、山形豪雨災害の見舞金を町村議長会から御見舞いを送っておりますので、御報告をさせていただきます。私のほうから以上ということで。

○副議長（村松秀雄君） 皆様御存じだと思っておりますが、県内の町議会のほうで、小学生によるちょっと問題提起がありまして、議場にスマホを持ってゲームをしていたということで、本人辞職まで至ったという経緯がありました。それで、皆様にちょっと御相談なんです、スマートフォンを持っていろんな町のホームページを開いたり、タブレットを持ってその情報を取ったりするということはなさっていると思っております。ゲームをする人はいないとは思いますが、議場内への持込みについて、今までどおり、規制もしないでそのままにしておくか、本会議中、議場の中にはスマホを持って行かないとか、そういったのをちょっと考えていただきたいと提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今の提案は、議場にスマホを持ち込まないということの提案なのか。

○副議長（村松秀雄君） そうです。もしくは持ち込まないほうがいいのか、今までどおり。どっちでもいいか。お考えを聞きたかった。

○4番（山岸三男君） みんな一人一人意見聞くの。（「そういうこと」の声あり）

今、私聞いたので、私の意見というか示したいと思いますが、今までみんな普通にポケットに入って議場には持ち込んでいましたよね、今までね。それを持ち込まないようにするのがいいのかという話なんですけれども、私としては、議員各自、スマホは電源を切るか、あるいはマナーモードにするかという設定はもう既にされていますよね、それをあえて議場に持ち込

まないのはどうかということだね、私はいいと思う。議員の各自の持込みモラルというのは、それくらいのことは常識として持っていると思うので、持ち込んでも構わないんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。（「なし」の声あり）今の御意見でよろしいですか。（「はい」の声あり）

まず、マナーをそれぞれ徹底していただいて、議場で音を鳴らしたり、またはほかのことにいろいろ没頭しないように。よろしいですか。そのことの確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）そういうことになります。

では、事務局からになります。

○議会事務局主事（佐藤理子君） 事務局から1点確認をさせていただきます。

宮城県対がん協会から賛助会費のお願いの文書が来ています。毎年協力しているんですけども、今年も協力をするかどうかの議会の意向確認をここでさせていただきます。また、協力をするならば、去年と同じく議員1人当たり1,000円とし、1万3,000円を議員積立金から出してよろしいか、確認させていただきます。お願いします。（「はい、よろしいです」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 意義なしということでよろしいですか。今のとおりで。（「はい」の声あり）

では、1万3,000円積立てから納めさせていただきます。（「はい」の声あり）では、そのとおりします。

では、その他の中で柳田議員。

○5番（柳田政喜君） すみません、1点確認したいんですけども、先ほど議長から報告がありました議長会からの見舞金を送っていますという話でしたけれども、うちの町の災害時の避難する町である最上町並び新庄地区ですか、何地区でしたっけ、新庄広域で避難するというところで、いろいろ協力をお願いしているんですけども、そちらのほうで被災があった件について、うちの町、うちの議会からの御見舞いはしないんですか。

○議長（鈴木宏通君） ちょっと休憩をお願いします。

午後3時33分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

そのほか皆様からのお話はないですか。

では、ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了いたします。では副議長、お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 長時間にわたりましてお疲れさまでした。この後また委員会もあるようでございますので、本日はこの辺で終わりたいと思います。お疲れさまでした。

午後3時39分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月22日

美里町議会議長